

# 第25回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 平成28年7月11日(月) 8時58分～11時00分

2. 場所 遠賀町役場 第6会議室

3. 出席委員(11人)

議長	1番	三原	高志
副議長	2番	安部	喜美雄
委員	3番	安藤	敏生
委員	4番	古野	靖之
委員	5番	矢野	卓雄
委員	6番	加藤	秀邦
選任学識	7番	加藤	陽一郎
選任学識	8番	二村	義信
委員	9番	高山	和幸
委員	10番	矢野	繁敏
委員	12番	森	昭徳

4. 7月の農業相談委員

3番	安藤	敏生
4番	古野	靖之

5. 議事日程

第1 議事録の署名委員の指名

7番	加藤	陽一郎
8番	二村	義信

第2 会議書記の指名

事務局職員 安部 真介

第3 議案

第1号	農地法第3条の規定による許可申請について(●●●●)
第2号	農地法第5条の規定による許可申請について(●●●●)
第3号	農地法第5条の規定による許可申請について(●●●●)

第4 報告案件

第1号 公共事業に関する農地の一時利用届について

第5 その他の案件

第1号 平成28年度視察研修について

第2号 農業委員会法改正への対応について

第3号 農地パトロール(利用状況調査)について

開 会 8時 58分

議長 皆さん。こんにちは。

議長 本日の出席委員は、11名中11名の委員が出席されております。過半数の出席があり、総会が成立しています。  
よって、ただ今より平成28年第25回遠賀町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは次第の2、議事録の署名委員の指名ですが、7番加藤 陽一郎委員、8番二村 義信委員にお願いしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

【異議なし。】の声

議長 それでは、加藤 陽一郎委員、二村 義信幸委員をお願いします。

議長 次に、次第の7月農業相談員は3番安藤 敏生委員、4番古野 靖之委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。

議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は、農地法3条許可申請関係1件、農地法5条許可申請関係2件となっております。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 なお本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の安部を指名します。

議長 ここから議事に入ります。  
現地調査の伴う案件について事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。それでは議案書の1ページをお開きください。  
付議案件①農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。本件は農地法第3条に基づく、農地の地下にガス管を設置することに伴う地役権の設定になります。地役権とは電力の送電線、水道管や今回のガス管のように他人の土地を自分の利益のために使うときに設定するものです。地役権者が●●●●(株)代表取締役●●●●氏、土地の所有者が島津にお住まいの●●●●氏で申請地が議案書3ページの字図にありますように、大字島津字柿ヶ尻 873 番 4 で地目は田、面積が 226 ㎡です。添付している字図は分筆前のものですが、申請書類で分筆後の字図を確認済みです。農地区域が農業振興地域内農用地となっております。●●●●が「九州北部幹線」のガス管を設置するもので、「九州

北部幹線」の概要は4ページをご覧ください。なお、ガス管は議案書5ページの断面図にありますように農地の地下13メートル付近に設置されるもので、耕作に従事する環境に特段問題は無いものと思われます。

事務局 続きまして6ページをお開き下さい。付議案件②農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。借受人が木守にお住まいの●●●●氏、貸渡人が木守にお住まいの●●●●氏で、申請地が8ページの字図にありますように、大字木守字芝原545番3で地目が田、面積が460㎡です。農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分が第一種低層住居専用地域の第3種農地となっております。申請目的は自己住宅建築です。申請に関する確実性については関係書類で確認しております。営農の支障についても、生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。9ページが現況平面図、10ページが土地利用計画図と縦横断図、11ページが被害防除計画書で排水は雨水が水路放流、汚水は公共下水道接続となっております。12ページが関係者説明に関する調査票となっております。

事務局 続きまして13ページをお開き下さい。付議案件③農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。譲受人が岡垣町の株●●●●代表取締役●●●●氏、譲渡人が木守にお住まいの●●●●氏で、申請地が15ページの字図にありますように、大字木守字芝原549番1 他2筆で地目が田、合計面積が1,121㎡です。申請地の内訳は31ページの中程にある申請地詳細をご覧ください。農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分が第一種低層住居専用地域の第3種農地となっております。申請目的は4戸の宅地分譲です。申請に関する確実性については関係書類で確認しております。営農の支障についても、生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。16ページが現況平面図、17ページが土地利用計画図、18ページが縦横断図、19ページが事業計画書、20ページが被害防除計画書で排水は雨水が水路放流、汚水は公共下水道接続となっております。21ページが関係者説明に関する調査票となっております。

事務局 以上が現地調査を伴う案件であります。  
島津に行く前に22ページにありますように公共事業に関する一時利用の届出が出ておりますので、その現場を見て島津に向かいます。

議長 それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩します。

休 憩 9時 15分

－ 現地調査後 －

再開 9時 50分

議長 再開します。  
それでは 第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。地区担当委員、矢野 繁敏委員のからご報告をお願いします。

地元委員 (10番) 何も問題はございませんので、ご審議お願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。  
第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成10名で第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」承認されました。

議長 それでは第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。地区担当委員、安部 喜美雄委員のからご報告をお願いします。

地元委員 (2番) 特に問題はございませんので、ご審議お願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成10名で第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」承認されました。

議長 それでは第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。地区担当委員、安部 喜美雄委員のからご報告をお願いします。

地元委員 (2番) 何も問題はございませんので、ご審議お願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成10名で第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」承認されました。

議長 続きまして、報告案件①について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、それでは議案書の22ページをお開きください。報告案件①公共事業に関する農地の一時利用届出書についてでございます。届出人が(株)●●●●、届出の土地が大字広渡字六十歩1974番1、地目が田、面積が1,106㎡、土地の所有者が●●●●氏です。届出理由は届出地の東側にある団地内の道路に公共下水道の管を設置する工事に伴い、昼間の工事中に住宅から車の出入りができなくなります。このため、住民用の一時利用駐車場とするものです。なお、町の下水道工事受注業者による届出で、本来一時転用が必要な案件ですが、公共事業に関連した緊急な農地の一時使用で、許可不要と判断し届出を受理しています。以上です。

議長 ありがとうございます。本件について、質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

議長 それでは、その他の案件について、事務局より説明をお願いします。

①平成28年度視察研修について(説明)

②農業委員会法改正への対応について(説明)

- 議長 何かご質問ご意見などございませんか。
- 地元委員 (5番) 町の単費はどうなっていますか。
- 事務局長 一部交付金がでていきますので、それを充当していますが、基本的にまかなえていません。一般財源を持ち出しています。
- 地元委員 (5番) どの程度国からどのくらいでていますか。
- 事務局 27年度の実績が農業委員さん報酬全体で297万位、国からの交付金129万、町の単独の手出しが168万位です。
- 地元委員 (7番) 農業委員会で推進委員を委嘱しない条件が2つありますが、70%以上になったら将来廃止する話はどうなりますか。
- 事務局長 推進委員を置かないでもよいとなっています。
- 地元委員 (7番) 推進委員は置きますか。
- 事務局 遠賀町は置く方向です。
- 地元委員 (7番) 別の自治体で条件を満たしていて、推進委員をおかない所はありますか。
- 事務局 中間市は条件を満たしていますが、推進委員を置く方向です。
- 議長 資料を持ち帰って検討して頂き、9月までに決めたいと思います。

③農地パトロール(利用状況調査)について(説明)

- 事務局 地図(A1)は7月中にご自宅にお届けします。8月調査して頂いて、9月の農業委員会までお願いします。地図は田畑に色付けしています。他の地区には色は塗りませんので、塗ってある所を、調査して頂ければと思っています。基本的に赤、緑、青を見て頂いてメモをとって下さい。

地元委員 (10番) 道路から見て確認し、悪い所を降りて確認しますが、山林化している所は、区画が分からないので、その時は来ていただいて一緒に見て頂くようにして下さい。

事務局 はい。分かりました。

議長 大変ですが、調査の方お願いいたします。

議長 無いようでございますので、以上をもって、平成28年第25回遠賀町農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 11時00分